

1. 制度の趣旨

近年、専門図書館や情報センターなど（以下、専門図書館）を取り巻く状況は、情報通信技術の進展をはじめとして大きく変化している。インターネットは爆発的に普及し、流通する情報量の拡大と情報発信媒体の多様化が急速に進んできた。専門図書館で働く者（以下、専門図書館員）が時代に合ったサービスを提供していくためには、これまでの一般的な教育だけでは不十分と考えられ、新たな知識・技術を修得していくことが求められている。

一方、現在、多くの組織にとって人材は経営資源の中核をなすものと意識され、有能な人材を確保・育成することは、組織にとって重要な課題ともなっている。なかでも求められているのは、上司からの指示を待って行動する人材ではなく、自らの問題意識と創意工夫によって行動する人材である。すなわち、社会の変化に適応し職務に必要なとされる知識・技術を自助努力によって修得し、事業活動に貢献できる人材である。専門図書館でも同様に、環境の変化に適応し、新しい知識・技術を自ら積極的に修得して、利用者や親機関に貢献することのできる人材が求められている。

能力開発にはさまざまな方法があるが、何をどのように修得するのかという指針や、その先の具体的な目標値があると、学ぶ側である専門図書館員は具体的かつ効率的に知識・技術を修得して行くことができる。認定資格制度はその一つの方法であり、また、専門図書館側にとっては、この先、比較的経験の浅い専門図書館員を育成して行く際の有効な手立てにもなる。

しかし、現在、特定の主題分野や館種を対象とした認定資格制度は存在するが、専門図書館員全体を対象とする制度は存在しない。ここで専門図書館員全体を対象とした認定資格制度を構築することは、既存の資格制度の不足分を補い、専門図書館員の自己研鑽とキャリア形成に資することになる。このことは専門図書館員全体の能力向上に寄与し、最終的に利用者や親機関の要求に応えられる専門図書館員を輩出することになる。

専門図書館協議会（以下、専図協）では2013年10月、運営委員会の下に認定資格検討小委員会（以下、本小委員会）を発足させ、専門図書館員のための認定資格制度（以下、本制度）について検討を開始した。2014年2月には、専図協の臨時総会において一元化以降の新事業の一つとして「人材育成の推進」が承認され、具体的施策に「認定資格制度の構築」が掲げられた。専門図書館員の能力の向上は、ひいては専門図書館自体の評価の向上にもつながる。本制度は専門図書館員個人にとって有効であるのは元より、専門図書館自体にとってもきわめて有益な制度になると考えられる。

2. 制度の概要

(1) 目的

主題分野を問わずに専門図書館員に共通して必要となる知識・技術を修得した者を専図協が認

定し資格を付与するものとし、もって専門図書館員の能力向上を図ることを目的とする。

説明

専門図書館がサービスの対象とする主題分野は多岐にわたるが、資料・情報サービスを利用者に提供する際、共通して必要とされる知識・技術が存在する。本小委員会では、主題分野に関する知識・技術はそれぞれの図書館関連団体の実施する研修等によって修得することが望ましいと考えている。そのため、本制度は主題分野に関わりなく資料・情報サービスの提供にあたり共通して求められる知識・技術の修得を目標とする。

一般にどのような資格であっても、資格取得が昇給・昇格に直結することは少ない。昇給・昇格は、その資格取得者が増え、一定の時間をかけて組織内外にその能力が認められることによって実現している。本制度は短期的にそうした実利面でのメリットを目標にするものではなく、自己啓発を行う機会を提供し、継続して研鑽に励む専門図書館員を支援するためのものである。ただし、将来的には実利面でのメリットにも寄与できるようになることが望ましいと考える。

(2) 名称

制度名を「専門図書館協議会認定インフォプロ制度」とする。認定を受けた者には認定番号を付与し、認定証を交付する。

説明

これまで専門図書館に勤務する者は、「専門図書館員」「ライブラリアン」「情報専門職」などさまざまな名称で呼ばれてきた。専図協ではこれまで「専門図書館員」を用いることが多かった。

これに対して米国専門図書館協会（SLA）では、近年は「インフォプロ（Information Professional）」を用いるようになってきている。こうした変化は、近年の情報通信技術の進展に伴う専門図書館における仕事の変化と親機関から求められる役割の変化によって生じたと考えられる。専図協の全国研究集会等でも 2000 年代に入ってから「インフォプロ」がしばしば用いられるようになってきている。本小委員会ではこうした流れを受け、上記の名称とした。

(3) 資格の種類

グレードは設けず資格は一種類とする。

説明

図書館界の先行制度（情報科学技術協会「検索技術者検定（旧 情報検索能力試験）」、日本医学図書館協会「ヘルスサイエンス情報専門員認定資格」、日本図書館協会「認定司書制度」）ではグレードを設けている（認定司書制度も実質的に上級資格）。グレードは、資格の取得意欲のある人への励みになり、モチベーションを高める手段として機能している。しかし、グレードを設けるためには、それぞれのグレードで求められる能力を明らかにする必要がある。本小委員会では、検討段階でそこまで行うのは難しいと考えた。まずは、主題分野に関わりなく共通して求められる知識・技術を修得することを重視し、そのための資格を設立することを当面の課題とした。したがって、グレードは設けず資格は一種類とした。

(4) 対象

本制度は次のいずれかの機関に勤務している、または勤務していた者で、特定主題に関わる資料・情報を扱う者を対象とする。雇用形態、司書資格、会員資格は問わない。

- ・特定分野の資料を重点的に収集・整理・保管し、一定の人々の利用に供する図書館や機関
- ・事業組織（官公庁、団体、公文書館、民間企業、大学、学協会、美術館、博物館、調査研究機関等）の中の資料情報部門（図書館、資料室、情報センター等）

説明

『専門情報機関総覧』（以下、『総覧』）の「専門情報機関の範囲」を適用し、それらの機関に勤務している（していた）者を対象とする。

『総覧』2015年版によれば、非正規職員率は34.9%に上り¹、また、2008年の調査によれば司書有資格率は全体平均で43.5%であった²。現在、専門図書館員全体を対象とする認定資格制度は存在しないことを考え合わせると、本制度はそれらの不足分を補い、雇用形態や司書資格の有無を問わず、能力向上を望む者であれば、誰にとっても自己研鑽やキャリア形成に結びつく制度になる必要がある。さらに、専門図書館員全体の能力向上につながる制度にするため、先行制度同様、会員（機関・個人）に限定しない。

(5) 申請要件

過去8年以内に通算で5年以上の実務経験年数を有することを申請要件とする。

説明

前述のように、本制度では対象を広く設定している。ただし、本制度は、これまで専門図書館等に勤務し、今後もそこで勤務を続けると想定される人の能力向上に資することを目的とするものであるため、「実務に携わっている（または携わってきた）こと」を客観的に示すものが必要になる。本小委員会ではそれを実務経験年数によって確認することとした。

実務経験年数を「過去8年以内に通算で5年以上」としたのは、次の理由による。

後述するように、本制度では認定の水準を、「初級と中級の間の知識・技術を修得している者」と設定した。本小委員会では、実務で一通りの仕事を覚えるには3年は必要であると考えており、まして「初級と中級の間のレベルの知識・技術の修得であれば、少なくとも5年は必要であると考えた³。また、先行制度である「認定司書制度」と「ヘルスサイエンス情報専門員認定資格」でも、実務経験年数を申請要件としていた。以上のことから、本制度では上記の申請要件が適切であると判断した。

実務経験年数を「通算」としたのは、「連続」5年とすると、申請要件を満たせない者が多く

¹ 公共図書館、大学図書館、美術館・博物館等を除く694機関の職員の非正規職員率

² 長谷川昭子「専門図書館における人材育成：非正規職員を視野に入れた検証」『日本図書館情報学会誌』2009, vol. 55, no. 2, p. 77-103.

³ 首都圏の正規・非正規職員等6,500人を対象にした意識調査（リクルートワークス研究所『ワーキングパーソン調査2006：働く人々の就業実態調査』2007, http://www.works-i.com/pdf/s_000086.pdf、（参照2015-06-10））によれば、「一人前到達年数」は平均4.54年である。

なることが予想されるためである。前述の 2008 年の調査によれば、現在の職場での勤続年数が 5 年以下である専門図書館員は 55.4%であった。そこで本制度では「通算」とし、経験年数に無職の期間ができることを考慮して過去 8 年以内と幅を持たせることにした。なお、出産や育児休業、その他やむを得ない長期休業については休業期間分を加算し、過去「8 年＋休業期間分」とする措置を講じる。また、パートタイム勤務や兼務者のために、勤務時間が週 30 時間未満の者は、30 時間を 1 週として換算することになっている。計算方法は下記のとおりである。

換算方法 実際の週間勤務時間数／30 時間×勤務期間（年）＝換算実務経験年数

(6) 認定方法

多様な活動を評価でき、専図協を中心とした現在の研修プログラムを活用して制度の構築が可能なポイント制を採用する。

説明

資格認定の方法には、検定試験によるものとポイント制によるものがある。一般に前者は、経費と労力、特に問題作成と試験実施の面で負担が大きく、問題作成に関しては、研究の蓄積とそのための準備期間を必要とする。これに対して後者は、研修の受講、研究会での発表、図書館関連団体の役職経験など多様な活動を包括的に評価するもので、専門図書館員の側からすると、専図協を中心とした現在の研修プログラムを活用して資格を取得できる（しやすい）制度である。経費と労力の面でも、前者に比べると負担は少なく、準備期間も短くてすむと考えられる。

本小委員会では以上を勘案し、検定試験よりポイント制を採用する方が適切であると判断した。

(7) 認定水準

初級と中級の間の知識・技術を修得している者を想定する。

説明

申請要件として実務経験年数を 5 年以上とすることから、標記の者を想定し認定する。ただし、上級に相当する知識・技術を修得している者が、これまでの努力を成果として跡付けるために、本制度の活用を希望する場合、申請を妨げるものではない。

本制度では「初級」「中級」「上級」を概ね次のように想定する。

- ・初級：資料・情報の収集・整理・提供に関する基本的知識を有する。
- ・中級：資料・情報の収集・整理・提供に関する十分な知識を有する。
- ・上級：上記に加えてマネジメント力を有し、親機関に対して積極的な関与を行う能力を有する。

(8) 認定要件

①ポイント付与の対象分野

研修等の受講、講師経験、図書館関連団体の役職経験、学会・研究会等への参加、著作、他団体の認定する各種資格、司書資格、実務経験年数、その他の 9 分野とする。

説明

多様な活動を評価し専門図書館員が修得した知識・技術を幅広く認定するため、対象分野を広く設定した。講師経験や著作の執筆など、上級に属するものも含んでいるが、認定の必須要件としているわけではない。上級者がこれまで取り組んできた能力開発を跡付けるために申請を行うことや、更新申請時にポイント対象分野になることも想定して設定した。

②対象とする期間

過去5年間の活動とする分野と取得（受賞）時期を問わない分野の二つに分けて、次のように設定する。

- 過去5年間の活動とする分野：研修等の受講、講師経験、図書館関連団体の役職経験、学会・研究会等への参加、著作
- 取得（受賞）時期を問わない分野：他団体の認定する各種資格、司書資格、その他（学位取得、受賞歴）

説明

前者の分野は、一般にリカレント教育の要素が強い内容となっており、比較的新しい知識や技術の修得を目的とし、修得した知識・技術をもとに活動が行われるものである。5年間を超えるものは、その当時修得した知識・技術が現状にそぐわなくなる可能性が高くなり、現在の専門図書館員に必要な知識・技術を修得しているとは言い難くなる。他方、5年よりも短い期間を設定すると必要なポイントを十分取得できないおそれも出てくる。そのため、過去5年間の活動分野を対象とする。

後者の分野は、本人のこれまでの努力や成果によって、知識や技術を修得していることを証明（顕彰）するものである。また、司書資格や他の資格、学位等は、過去5年以前に取得している者が多数いることが想定される。そのため、この分野は取得（受賞）時期を問うことなく、資格や学位の取得、受賞を対象とする。

③必要ポイントとその配分

認定に必要な総ポイントは50ポイントとする。ポイントの付与にあたっては、分野間、ならびに分野内の項目のバランスを考慮する。付与ポイントは次のとおりである（表1）。

表1 付与ポイント

分野	ポイント数	摘要
①研修等の受講	・ 受講時間 1時間：1ポイント	・ 専門図書館や専門図書館員に関連した研修会・研究会、およびベンダーの行うセミナー等に出席し学習・実習したものを対象とする。 ・ 図書館業務を受託している会社が社内スタッフに対して実施している研修プログラムの受講も対象とする。ただし、研修内容は専図協が実施している各種研修に準じるものとする。 ・ 一般的な新任研修や管理職研修、および講演会、各種試験対策のためのセミナー、他団体の認定資格の中核となる研修等は、ポイントの対象としない。また、図書館システムやデータベース

		<p>ス等のベンダーによるデモや展示等を見て回るだけのものもポイントの対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専図協主催の研修の受講を中心とし、研修等の受講で取得できるポイントは最大 35 ポイントまでとする。 ・他団体主催の研修等の受講も、10 ポイントを上限としてポイントの対象とする。 ・休憩時間、昼食・懇親会等の時間は含まない。1 時間未満は切り捨てる。 ・見学会は時数にかかわらずすべて 1 ポイントとする。ただし、研修会等に付帯して行なわれる見学会は対象としない。
②講師経験	<ul style="list-style-type: none"> ・①の研修等の講師経験 担当 1 時間：2 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・①の研修等の講師経験を対象とする。
③図書館関連団体の役職経験	<ul style="list-style-type: none"> ・専図協の役職経験 1 期：10 ポイント ・上記以外 1 期：8 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 期はいずれも 2 年とする。 ・地域（全国・都道府県・地区）や役職（委員長・委員）によってポイントに差をつけない。 ・役職の任期が 1 年の場合は半分のポイントとする。
④学会・研究会等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語による 1 発表：8 ポイント ・外国語による 1 発表：12 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、および図書館情報学関連の学会・協会・研究会等が主催する研究大会、集会、会議等での口頭発表（シンポジスト、コーディネータ等も含む）を対象とする。 ・共同による発表で発表者でない場合はポイントの対象としない。 ・主催団体（全国・都道府県・地区）によってポイントに差をつけない。
⑤著作	<ul style="list-style-type: none"> ・図書 単著：40 ポイント 共著：20 ポイント ・報告書 代表執筆者：20 ポイント 分担執筆者：15 ポイント ・論文 単著：20 ポイント 共著 筆頭著者：15 ポイント 共著 上記以外：7 ポイント ・雑誌記事・解説・事例報告 単著：10 ポイント 共著 筆頭著者：7 ポイント 共著 上記以外：4 ポイント ・業務報告・紹介・業務手順のマニュアル 単著：7 ポイント 共著 筆頭著者：5 ポイント 共著 上記以外：3 ポイント ・書評・資料紹介・参加記・見学記など 単著：7 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館実務の改善、ならびに図書館情報学の発展に資する内容を含むものを対象とする。 ・共著の場合は執筆部分が特定できるものに限る。 ・申請のために新たに執筆した著作もポイントの対象とする。ただし、著作として認めるかどうかは別途定める委員会の判断による。 ・日本語による著作には左のポイントを付与する。外国語による著作は、それぞれ 1.5 倍とするが、自著に限るものとする（翻訳業者や専門家等への依頼によって外国語化したものは対象外）。
⑥他団体の認定する各種資格	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎・初級レベル：4 ポイント ・中級レベル：7 ポイント ・上級レベル：10 ポイント <p>資格の一例： JLA 認定司書：10 ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は当該資格を取得後 1 回に限り認める。 ・ポイントの対象となる資格については、別途定める委員会が認めたものに限る。

	JMLA ヘルスサイエンス情報専門員認定資格中級：7 ポイント INFOSTA 検索技術者検定 3 級：4 ポイント	
⑦司書資格	8 ポイント	・申請は資格取得後 1 回に限り認める。
⑧実務経験年数	通算 5 年以上 10 年未満：4 ポイント 通算 10 年以上：6 ポイント	
⑨その他（学位取得、受賞歴など）	修士の学位取得：20 ポイント 博士の学位取得：30 ポイント 受賞歴：8 ポイント	・学位は図書館情報学、および親機関の主題分野に関連する学位を対象とする。 ・海外で取得した学位も対象とする。 ・受賞は図書館情報学、およびその関連（周辺）分野からの授賞に限る。 ・申請は一つの受賞につき 1 回に限り認める。

④対象とする研修

専図協主催のものと以下の主催団体（または学協会）の研修会・研究会等を対象とする。
以下はあくまで例示である（表 2）。

表 2 ポイントの対象とする研修会・研究会等

<p>専門図書館協議会主催分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国研究集会 ・地方議会図書室等職員セミナー ・専門図書館の仕事コース ・演習で学ぶ図書館の仕事 ・知的資源マネジメント ・イブニングセミナー ・各種見学会 <p>他団体主催分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報科学技術協会 情報プロフェッショナルシンポジウム (INFOPRO) ・日本図書館協会 全国図書館大会 ・日本図書館研究会 研究大会 ・日本医学図書館協会 医療・健康情報サービス研修会 ・日本農学図書館協議会 農学図書館情報セミナー ・日本薬学図書館協議会 研究集会 ・日本看護図書館協会 研究会 ・音楽図書館協議会 秋の研修会

- ・日本体育図書館協議会 研修会
- ・アート・ドキュメンテーション学会 公募研究発表会
- ・神奈川県資料室研究会 月例会
- ・著作権情報センター 月例著作権研究会
- ・文化庁 図書館等職員著作権実務講習会
- ・国立国会図書館 資料保存研修
- ・国立国会図書館 レファレンス研修
- ・国立大学図書館協会 シンポジウム
- ・公立大学協会図書館協議会 研修会
- ・私立大学図書館協会 研究大会
- ・図書館総合展フォーラム など

(9) 有効期間と更新

認定証の有効期間は、認定証の交付日から起算して5年とする。更新を希望する者は、有効期間内に申請するものとする。更新に必要なポイントは35ポイントとし、うち研修の受講による取得は20ポイントまでとする。

説明

更新を希望する者は、認定証の有効期間内に申請する必要がある。更新に必要なポイントは、初回申請時に必要となる50ポイントから、1回に限り申請可能な司書資格、他団体の認定する各種資格等の合計15ポイント相当を差し引いたポイントとする。

初回と更新時の申請モデルは以下のとおりである(表3)。

表3 ポイント申請モデル

初回申請 モデル1：研修等の受講に重点を置いた申請モデル	
1) 研修等の受講：専図協全国研 3回	@1p×6時間×3回=18p
同イブニングセミナー等 6回	@1p×2時間×6回=12p
同見学会 5回	@1p×5回= 5p
5) 著作：『専門図書館』への共著(筆頭著者以外)による勤務先紹介執筆 1本	@3p×1本= 3p
7) 司書資格	8p
8) 実務経験年数 6年	4p
	<u>取得ポイント合計 50p</u>
初回申請 モデル2：実務成果の発表に重点を置いた申請モデル	
1) 研修等の受講：専図協全国研 1回	@1p×6時間×1回= 6p
同イブニングセミナー等 2回	@1p×2時間×2回= 4p
同見学会 1回	@1p×1回= 1p
4) 学会・研究会等への参加：日本語による口頭発表 1回	@8p×1回= 8p
5) 著作：『専門図書館』への共著(筆頭著者以外)による業務マニュアル執筆 2本	@3p×2本= 6p
『図書館雑誌』への単著による見学記執筆 1本	@7p×1本= 7p

6) 他団体の認定する各種資格：INFOSTA 検索技術者検定 3 級 (旧 情報検索能力試験 基礎資格)	4p
7) 司書資格	8p
8) 実務経験年数 11 年	6p
	<u>取得ポイント合計 50p</u>

更新申請 モデル 3：研修等の受講と役職経験に重点を置いた申請モデル

1) 研修等の受講：専図協全国研 2 回	@1p×6 時間×2 回=12p
同イブニングセミナー等 4 回	@1p×2 時間×4 回= 8p
3) 役職経験：専図協の常設委員会委員 1 期	@10p×1 期=10p
8) 実務経験年数 14 年	6p
	<u>取得ポイント合計 36p</u>

更新申請 モデル 4：役職経験と実務成果の発表に重点を置いた申請モデル

3) 役職経験：専図協の常設委員会委員 1 期	@10p×1 期=10p
情報科学技術協会の常設委員会委員 1 期	@8p×1 期= 8p
5) 学会・研究会等への参加：日本語発表 1 回	@8p×1 回= 8p
6) 著作：『情報の科学と技術』への書評執筆 1 本	@7p×1 本=7p
8) 実務経験年数 13 年	6p
	<u>取得ポイント合計 39p</u>

(10) 認定審査料

認定のための初回申請時の審査料は、一人あたり専図協の会員（機関・個人）は 6,000 円、非会員は 12,000 円とする。更新時の審査料はそれぞれ 4,000 円、10,000 円とする。

(11) 審査体制

認定の審査は、別途設ける委員会を中心とする組織で行う。

説明

審査は、別途設ける委員会の委員に外部有識者を加えた体制で行う。申請 1 件当たり 2 名で審査し、判定が分かれた場合にのみ合議する。

(12) 異議申し立て

申請者は結果の通知を受け取った日から起算して 30 日以内に異議申し立てを行えるものとする。

3. 本制度と研修事業

(1) 専門図書館員に共通して必要となる知識・技術

前述のように、本制度は、主題分野を問わずに専門図書館員に共通して必要となる知識・技術を修得した者を専図協が認定し資格を付与するものとし、もって専門図書館員の能力向上を図る

ことを目的とする。そこで、本小委員会では先行研究⁴を基に「専門図書館員に共通して必要となる知識・技術」について検討し、5点を抽出した(表4)。

表4 本小委員会の提示した知識・技術と遂行が期待される職務内容との関係

	本小委員会の提示した知識・技術	研修の受講によって遂行が期待される職務内容の一例
1	すべての主題分野に共通し基盤となる知識・技術	機関リポジトリの構築、オープンアクセス環境の整備、コンソーシアムへの加盟
2	資料・情報の提供に関すること	著作権・知的財産権、蔵書構築、資料・情報の組織化、検索技術
3	資料・情報の発信に関すること	ホームページやSNSを活用した情報発信、データベース構築、資料リストの作成
4	情報リテラシー教育に関すること	施設や契約データベースの利用方法の説明、資料・情報の探し方ガイドの作成、パスファインダー作成
5	専門情報機関の価値向上に関すること	管理運営(予算・企画・人材育成など)、PR・広報、サービス評価、企画書・報告書の作成

注:5は特に専門情報機関に関わる内容を対象とする

(2) 研修事業

認定資格制度と図書館関連団体の研修事業は不可分の関係にある。先行制度においてもポイントの付与に当たっては、研修等の受講によるものが一定の比重を占めている。本制度もコアとなる専図協の研修プログラムとリンクしていくことが重要である。専図協の研修を受講することによって、認定資格に必要な知識・技術の多くを修得できることが望ましい。

専図協では毎年、研修事業として、中堅職員を対象とした「演習で学ぶ図書館の仕事」、やマネジャー級を対象とした「知的資源マネジメント」を開催している。例えばこの後者の研修は、上記表4の「5 専門情報機関の価値向上に関すること」に当てはまると考えられ、研修の受講を通して、当該の知識・技術の修得が期待される。このように、既存の研修をコアにしなが、研修委員会において表4の5点の修得を可能とする新たな研修を企画することが望まれる。

⁴①長谷川昭子. 専門図書館における現職者教育と個人の能力開発. 風間書房. 2013, 388p. ; ②青柳英治. 専門図書館職員に求められる知識・技術: 情報サービス活動にもとづく職務内容調査をもとに. 図書館界. 2014. 3, 65 (5), p. 292-307.